

北海道リノベーション協会 規約

第一章 総 則

(名 称)

第一条

本会は、「北海道リノベーション協会（略称 HRA）」と称する。

(目 的)

第二条

本会は、リノベーションに関する技術力・品質向上、普及・広報等の事業を行うことにより、既存住宅を安全かつ快適で、多様化する顧客のニーズに対応したリノベーションの提供を図り、顧客の信頼とマーケットの活性化に寄与することを目的とする。

また、来たるリノベーションの普及に伴い、地場関係者の発展と成長を促し、北海道経済の発展に寄与することを目的とする。

(地区、事務所)

第三条

1. 本会の地区は北海道の区域とし、主たる事務所は北海道内に置く。
2. 本会は理事会の決議により、必要の地に支部を設けることができる。

第二章 事 業

(事 業)

第四条

本会は第二条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 会員の技術力と品質向上のための研修会・講習会の開催。
- 2) リノベーションに関する情報の収集及び提供。
- 3) リノベーションに関する普及・広報活動。
- 4) リノベーションに関する関係団体等に対する協力、及び交流。
- 5) 会員の親睦会などの開催。
- 6) その他、本協会の目的達成に必要な事業。

第三章 会 員

(会 員)

第五条

本会の目的・趣旨に賛同し、共にビジョンの実現に協力できること。

会員種別は、正会員、準会員、賛助会員で構成する。

1) 正会員

1-1) 活動拠点が北海道内にある組織であること。

1-2) 保有資格（建築士・インテリアコーディネーター・インテリアプランナー）数が、全社員数の3分の1を超えること。（1名が複数の資格を有する場合、全数保有数に参入する）

1-3) 保有資格数が満たない場合、正会員2名の推薦のあと、理事会による承認を経ること。

1-4) 直接、顧客よりリノベーション（設計・工事・流通など）を請け負う事業者。

2) 準会員

2-1) 活動拠点が北海道内にある組織であること。

2-2) 正会員資格を満たさない場合で、正会員2名の推薦のあと、理事会の承認を経た事業者。

3) 賛助会員

本会の目的とビジョンに賛同し、お互いに向上的な協力関係で、協会や正会員・準会員をサポートいただける、団体及び個人。

（入退会）

第六条

1. 本会の入退会は、別に定める入退会申込書を提出し、入会は理事会の承認を得ること。
2. 入会は会費納入後に発生するものとする。
3. 本会に所属する会員は、その活動において当会に不利益な行為をすることを禁じる。
4. 第六条-3. の行為が生じたとき理事会で決議された場合、退会、除名処分とする。
5. 会費を理由なく2年間未納の場合、告知のうえ除名処分とする。

（会費）

第七条

1. 本会の会費は会員の種類に応じて年額を次の通りとする。
 - 1) 正会員 : 20,000円
 - 2) 準会員 : 15,000円
 - 3) 賛助会員 : 30,000円
2. 通常年会費の他に、事業内容に応じて臨時に参加費等を徴収することができる。
3. 納入された会費は返還しない。

第四章 役員

（役員の種類）

第八条 本会に次の役員を置く。

理事長 1名
副理事長 1名
理事 若干名
会計監査 2名

(理事、会計監査の選出)

第九条

1. 理事、会計監査の選出は、総会において正会員・準会員の中から選出する。
2. 理事長、副理事長は正会員かつ理事の中から選出し、総会の承認を受けることとする。

(役員の職務)

第十条

1. 理事は理事会を構成し、業務の執行を決定する。
2. 理事長は本会を代表し、会務を統括する。
3. 副理事長は理事長を補佐し、理事長欠席の時はその職務を代行する。
4. 会計監査は、会計を監査する。

(任期)

第十一条

役員任期は2年とし、再選は妨げない。ただし、理事長の任期は6年以内とする。

第五章 会議

(会議の種類)

第十三条

本会の会議は、総会、理事会とする。

(構成)

第十四条

1. 総会は正会員・準会員をもって構成する。
2. 理事会は理事をもって構成する。
3. 会計監査は理事会・総会に出席して意見を述べることができる。

(総会)

第十五条

1. 総会は、通常総会、臨時総会とする。
2. 通常総会は、毎年一回開催し、事業・決算報告及び事業・予算計画、その他本会の運

営に関する議案を審議決定する。

3. 臨時総会は、理事会で必要と認めた時、理事長が召集します。

(理事会)

第十六条

理事会は理事長が招集し、会務について審議決定します。

(会議の成立)

第十七条

総会、理事会はそれぞれ委任含め、二分の一以上の出席をもって成立とする。

(議決)

第十八条

総会、理事会の議決は、委任含め出席者の過半数の同意によって決し、可否同数の時は議長が決定するところによる。

ただし、賛助会員は総会に出席をする権利はあるが議決権は所有しない。

(議事録)

第十九条

1. 総会、理事会の議事については、議事録を作成する。

(委員会)

第二十条

1. 本会は事業の円滑な運営を図るため、必要に応じ、各種委員会を設けることができる。
2. 委員長は理事長が任命することとする。

第六章 会計

(収入)

第二十一条

本会の収入は次に掲げるものとする。

- 1) 年会費
- 2) 事業に伴う収入
- 3) 寄付金
- 4) その他

(会計、決算、会計監査)

第二十三条

1. 会計及び決算は事務局が担当する。
2. 会計監査は事業年度に対し、一回以上行う。

第七章 事務局

(事務局)

第二十四条

1. 本会に事務処理のため事務局を置く。
2. 事務局に事務局長をおき、理事の中から理事長が指名する。

附 則

1. この会則は平成21年9月1日より施行する。